

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人などが、地域社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備が必要です。

日本の総人口は、平成17年(2005年)に減少に転じ、少子高齢といわれる人口構造も進行しています。本市においても、近い将来は、人口減少の過程に入ることが見込まれています。また、国勢調査の結果をみると、ひとり親世帯は増加傾向にあり、母子世帯数が父子世帯数を大きく上回っています。女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。(P.35 図表13)

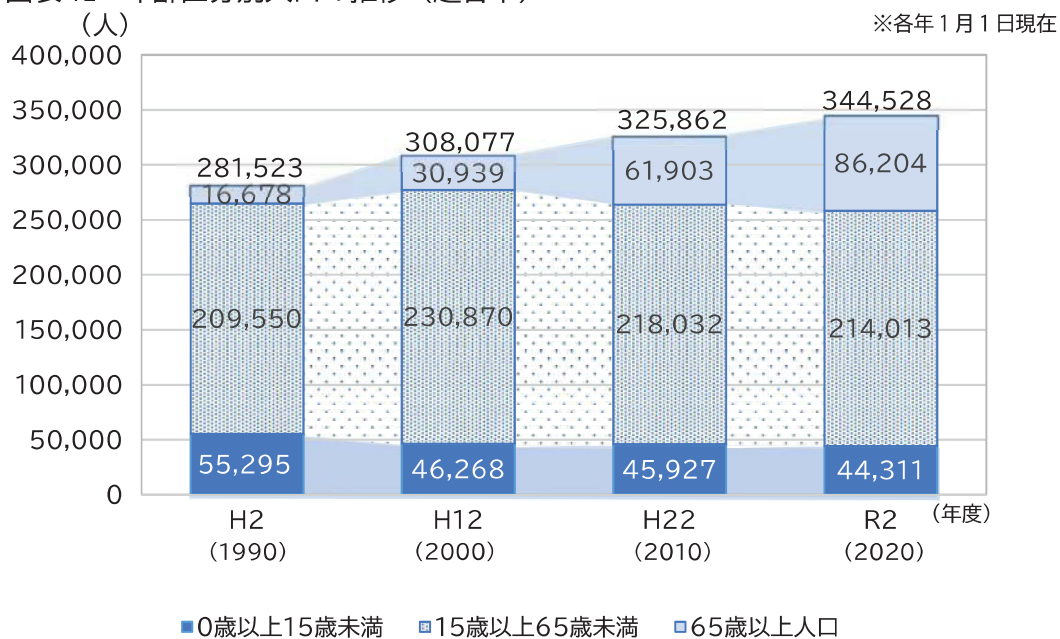
さまざまな困難を抱えている人々に対し、生活の支援や情報提供を行い、社会参画を促進していきます。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活することができるよう、自立支援を行います。

また、日本各地において甚大な被害をもたらしている地震や集中豪雨などの災害時に男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されています。地域活動の中でも、防災の分野の重要性が高まっています。防災に関する施策・方針の決定過程における女性の参画を促進するとともに、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進します。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業 ^{※25} の提供会員数	352人	377人	402人
防災における女性リーダー育成のため の講座等の開催回数	1回	1回	1回

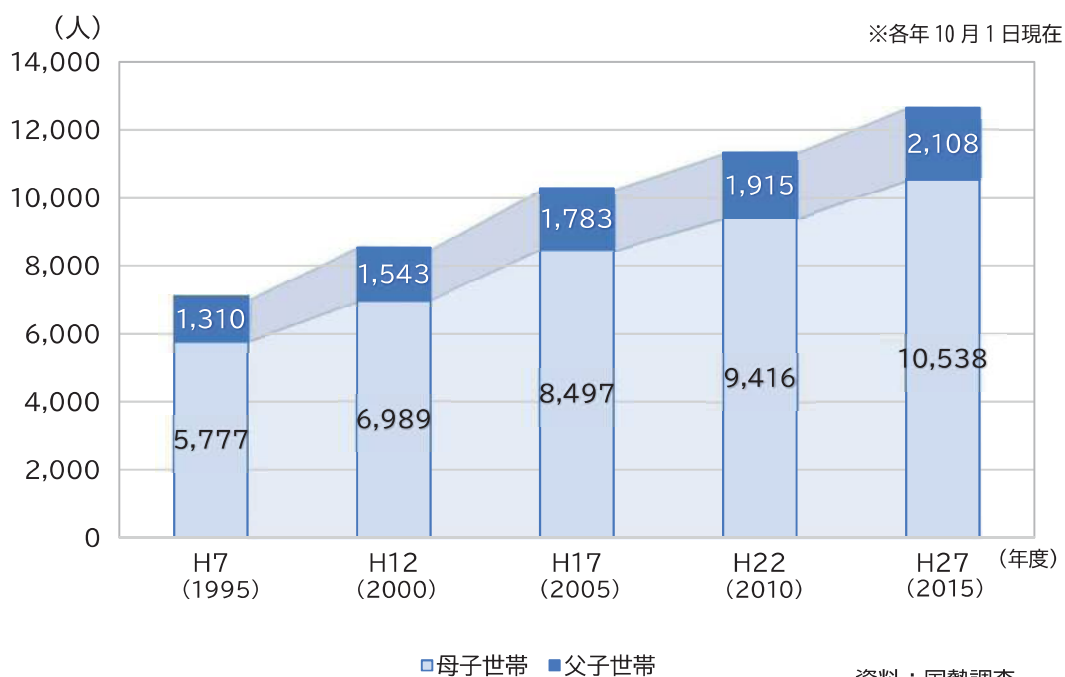
※25 ファミリー・サポート・センター事業…「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助活動の連絡、調整を行う事業。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行う。

◆図表12 年齢区分別人口の推移（越谷市）



資料：越谷市統計年報

◆図表13 ひとり親世帯の推移（越谷市）



資料：国勢調査

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

地域で暮らす人々が互いに支え合い、誰もが充実した生活を送ることができるよう、地域資源を活かすための人材育成や、ボランティア活動などの地域活動に男女共同参画の視点を踏まえた環境づくりを推進します。

主な取り組み

- ・男女共同参画支援センターを中心とした地域交流の場の提供
- ・地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の充実
- ・民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する意識啓発

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

地域防災については、地域の団体等と連携し、協働関係の確立を進めるとともに、災害時に、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を推進します。

また、防災対策に男女共同参画の視点を反映させるために、避難訓練などを通して女性防災リーダーの育成に努め、防災の現場における女性の参画を促進します。

主な取り組み

- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営など災害時の対応、地域防災の推進
- ・防災関係機関への女性参画の促進

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対する支援の充実を図り、安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を行います。

主な取り組み

- ・ひとり親家庭の経済的自立のための支援
- ・生活困窮者の自立のための支援

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。



施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康な生活をしていくことは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。

本市の各種がん検診受診者数によると、女性を対象とした乳がん・子宮頸がん検診の受診者数は、平成28年度（2016年度）が最も高く、横ばいが続いています。また、男性を対象とした前立腺がん検診の受診者数は増加しています。（P.39 図表14、図表15）健康の保持のためには、今後とも各種がん検診の受診を促進していく必要があります。

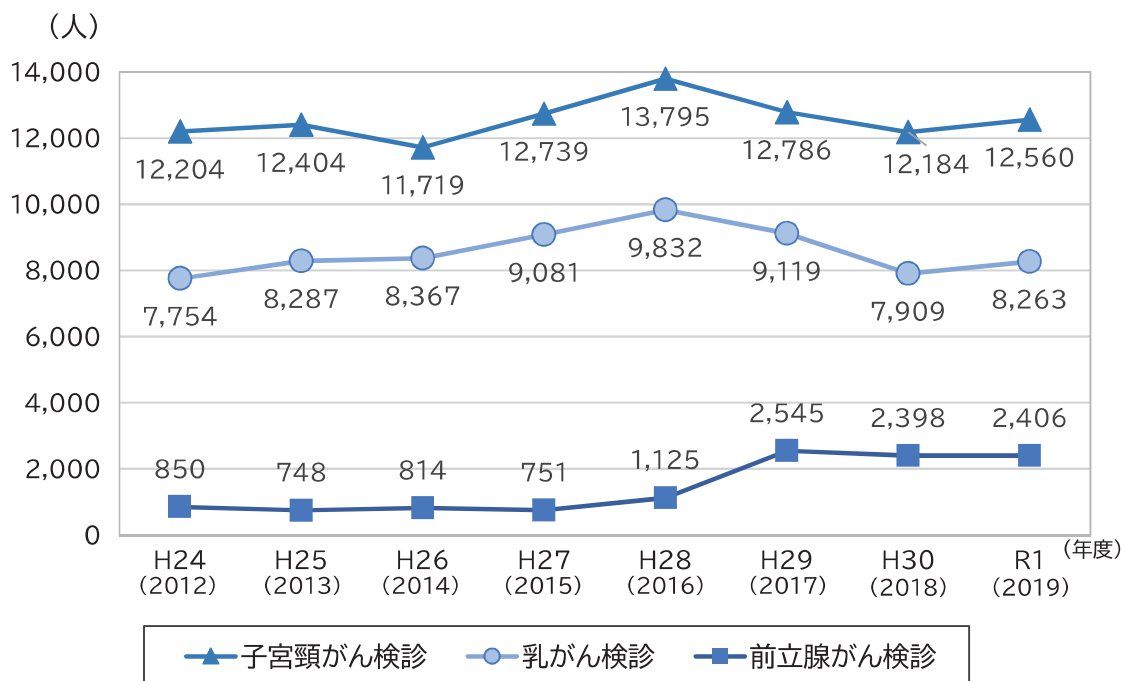
生涯にわたる心と体の健康づくりには、思春期、子育て期、更年期等のライフステージごとに性別によって異なる問題があるため、身体的特性を踏まえた適切な支援が必要になります。特に女性は、出産・産後ケア等について、男性とは異なる配慮が求められていることから、互いに理解し合うことができるよう取り組むことが必要です。また、性別にかかわらず、過重労働による健康障害や職場環境、仕事などによるストレス、うつ病などが問題となりメンタルヘルス対策の充実・推進が求められています。

誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防対策への取り組みを進めます。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	80%	80%
乳がん検診受診率	13.3%	16.5%	16.5%
子宮頸がん検診受診率	8.8%	9.6%	9.6%
前立腺がん検診受診率	18.3%	21.5%	21.5%
自殺予防普及啓発	3回	3回	3回

※26 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）…生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「子どもを産むか産まないか」を決定する権利。

◆図表 14 子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診の受診者数の推移



◆図表 15 乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率の推移

年度	検診受診率(%)		
	乳がん	子宮頸がん	前立腺がん
H27(2015)	14.9	9.2	6.1
H28(2016)	15.9	9.9	9.5
H29(2017)	15.5	9.1	21.1
H30(2018)	14.2	8.6	18.3
R 1(2019)	13.3	8.8	18.3

資料：健康づくり推進課

施策の方向

(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

男女が互いの性について理解し、尊重できるよう、情報提供や学習の機会の充実を図ります。また、誰もがライフステージに応じた適切な健康づくりを進めるとともに、必要な医療を受けることができる環境づくりに取り組みます。特に女性は、妊娠・出産などを経験することがあるため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※26}）に関する視点に立ち、生涯を通じた健康づくりができるよう取り組みます。

主な取り組み

- ・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の理解を促進するための講座の開催
- ・男女が互いの性を理解し、健康的な生活を営む情報や学習機会の提供

（２）こころとからだの相談等の充実

生き方やパートナーについての相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。また、悩みを抱えた人が孤立することがないように、情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関と連携してこころとからだの健康づくりを支援します。

さらに、庁内関係機関及び地域との連携を図り、精神保健・自殺予防対策への取り組みを進めます。

主な取り組み

- ・女性の生き方・パートナー相談及び相談窓口の周知
- ・こころの不調や病気に関するこころの精神保健福祉に関する相談
- ・自殺防止のための庁内及び地域におけるネットワークの強化

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

(1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。

ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。

オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること(以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶 【越谷市DV対策基本計画】

施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

夫婦や恋人など親密な間柄で行なわれる暴力行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こるDV（身体的暴力、精神的暴力（モラル・ハラスメント^{※27}等）、経済的暴力、性的暴力など）は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。被害者のみならず、その子どもの面前でのDVは児童虐待にあたるため、子どもへの影響や被害についても深刻な問題となっています。

本市の相談支援センターにおけるDV相談件数は増加傾向にあり、依然として高止まりの状態にあります。（P.42 図表16）

平成29年度（2017年度）に内閣府が行った男女間における暴力に関する調査では、DVを受けたことがある人は、女性で約3割、男性は約2割となっており、そのうち、誰かに相談をした人は、女性で約6割、男性で約3割となっています。DVの被害者は女性である場合が多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や、女性を男性よりも低く見る意識、経済力の格差などの構造的問題があります。また、DVの被害者が男性である場合、約7割の方が、どこ（だれ）にも相談しないことから、被害が潜在化しやすくなっています。（P.42 図表17、図表18）

DVの早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、問題解決に向けて切れ目ない相談体制の充実を図ります。

また、近年では、女性に対する暴力は多様化しており、交際相手からのDVや性暴力などの暴力にも適切に対応していく必要があります。さらに若年層の問題として、デートDVやJKビジネス等がありますが、近年は、スマートフォンの普及やSNSの利用者の増加に伴い、これらを使用したりベンジボルノ^{※28}等の暴力も問題となっています。

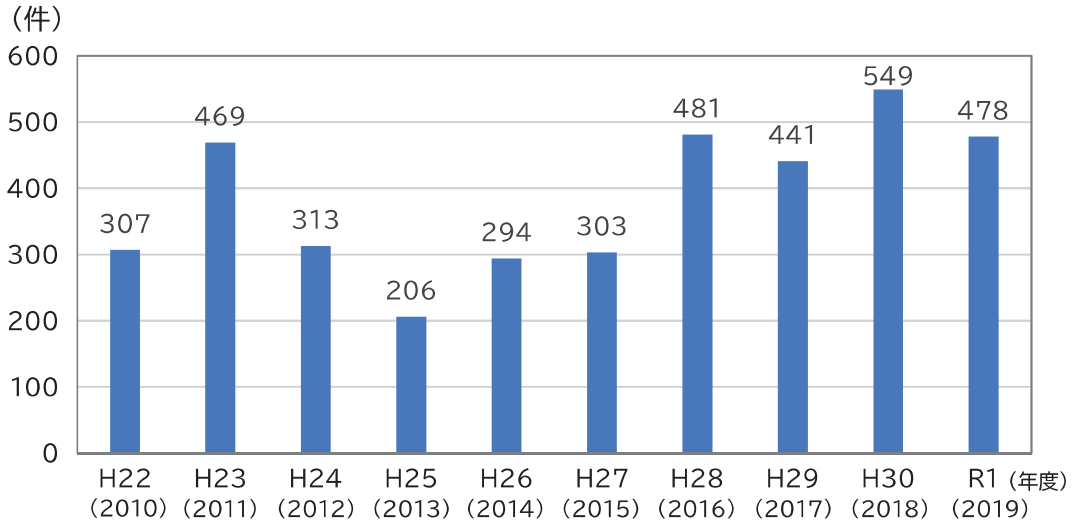
そのため、被害者の実態に即した相談を行うため、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関や民間団体と連携を強化して被害者の支援を行います。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回	2回	2回
DV防止啓発のための講座等の開催回数	1回	1回	1回
DVに関する職務関係者研修参加者の理解度	97%	100%	100%

※27 モラル・ハラスメント…言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ行為。

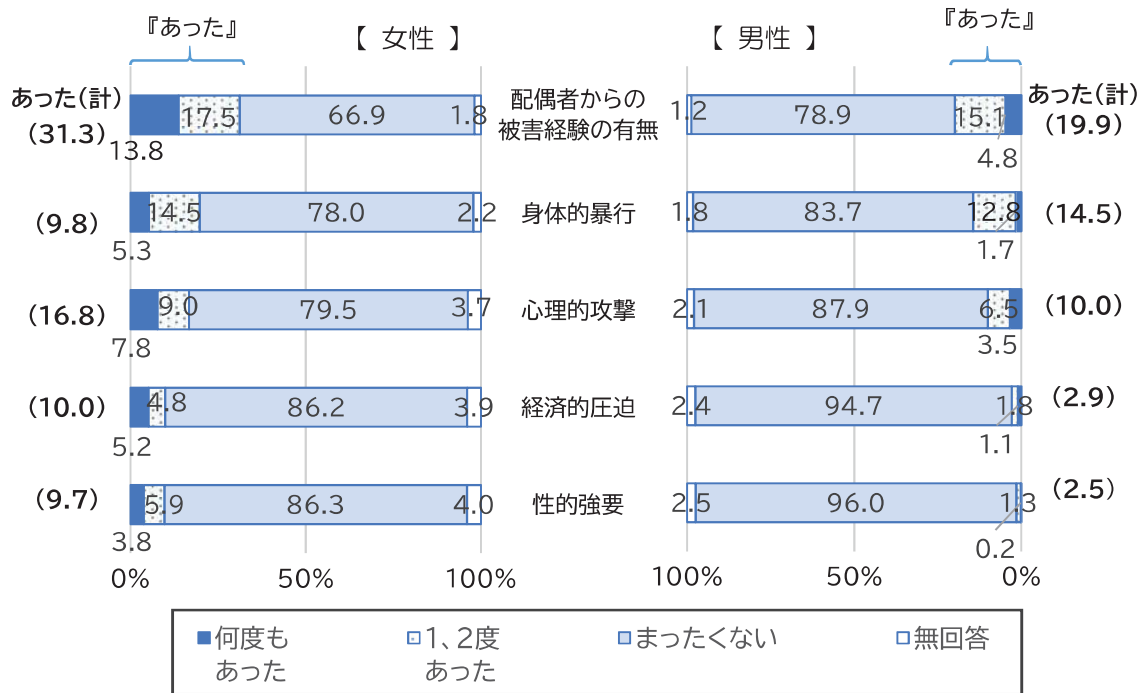
※28 リベンジボルノ…本人の同意を得ずに、性的な画像や動画をインターネットやSNSなどに嫌がらせの目的で公開する性的暴力。

◆図表 16 相談件数

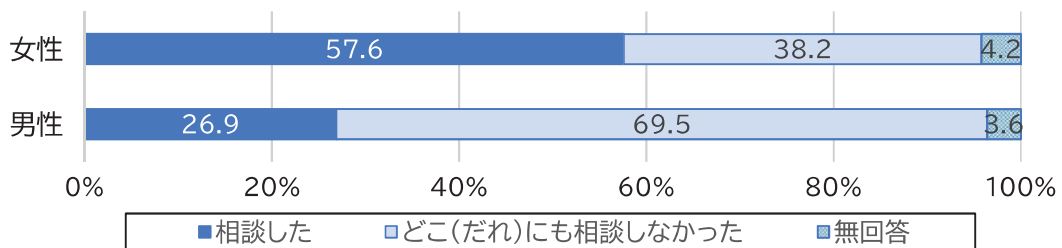


◆図表 17 DV被害経験の有無

資料：越谷市人権・男女共同参画推進課



◆図表 18 相談の有無



資料：図 17・18 男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度(2017 年度)、内閣府）

施策の方向

(1) 啓発活動の推進

DVやデートDV、ストーカー行為、性暴力などのあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける許されない行為であるという認識を若い世代を含め、社会全体で共有する必要があります。被害者も加害者も作らないあらゆる暴力の防止と根絶に向けて啓発活動をさらに推進します。

主な取り組み

- ・DV防止に関する講座の開催やパネル展示の実施
- ・若年者のデートDV防止に向けた出前講座
- ・ストーカーや性暴力等の防止のための啓発

(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

相談から適切な支援に結びつけるためには、被害者だけでなく、その子どもなどの安全にも配慮することが必要です。DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で支援や助言を受けることができるよう、相談窓口の周知や環境を整備するとともに、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、支援体制を強化します。また、緊急的な一時保護が必要な場合は、一時保護施設や民間団体、警察、関係機関と連携を強化して被害者の安全確保を図ります。

主な取り組み

- ・市のホームページやリーフレット等による相談窓口の周知
- ・女性・DV相談支援センターの専門員による電話や面接によるDV相談
- ・警察、関係機関、民間団体と連携した被害者の安全確保

(3) 自立に向けた支援体制の充実

DV被害者は、暴力を受けた経験から、将来的な不安を抱え、また、精神的にも不安定になることがあります。生活の再建に向けて、社会から孤立しないよう、自立に必要な情報提供を行うとともに、心身の回復に向けた支援などを行います。

主な取り組み

- ・関係機関と連携した支援の充実
- ・DVによる生活困窮者の自立のための支援

(4) 関係機関との連携強化

DV被害者が安心して生活が送れるよう相談、安全確保、自立支援などの切れ目ない支援を行う必要があります。対応するにあたり、DV被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意する必要があります。そのため、被害者の問題解決や自立支援に向けて、窓口での適切な対応や二次的被害の防止に努めるとともに、庁内体制及び関係機関や警察、民間団体との連携を強化します。

主な取り組み

- ・DV被害者支援専門部会の活用と、庁内体制の連携強化
- ・二次的被害を防止するための情報職務関係者研修
- ・DV被害者支援のための警察、関係機関や民間団体との連携

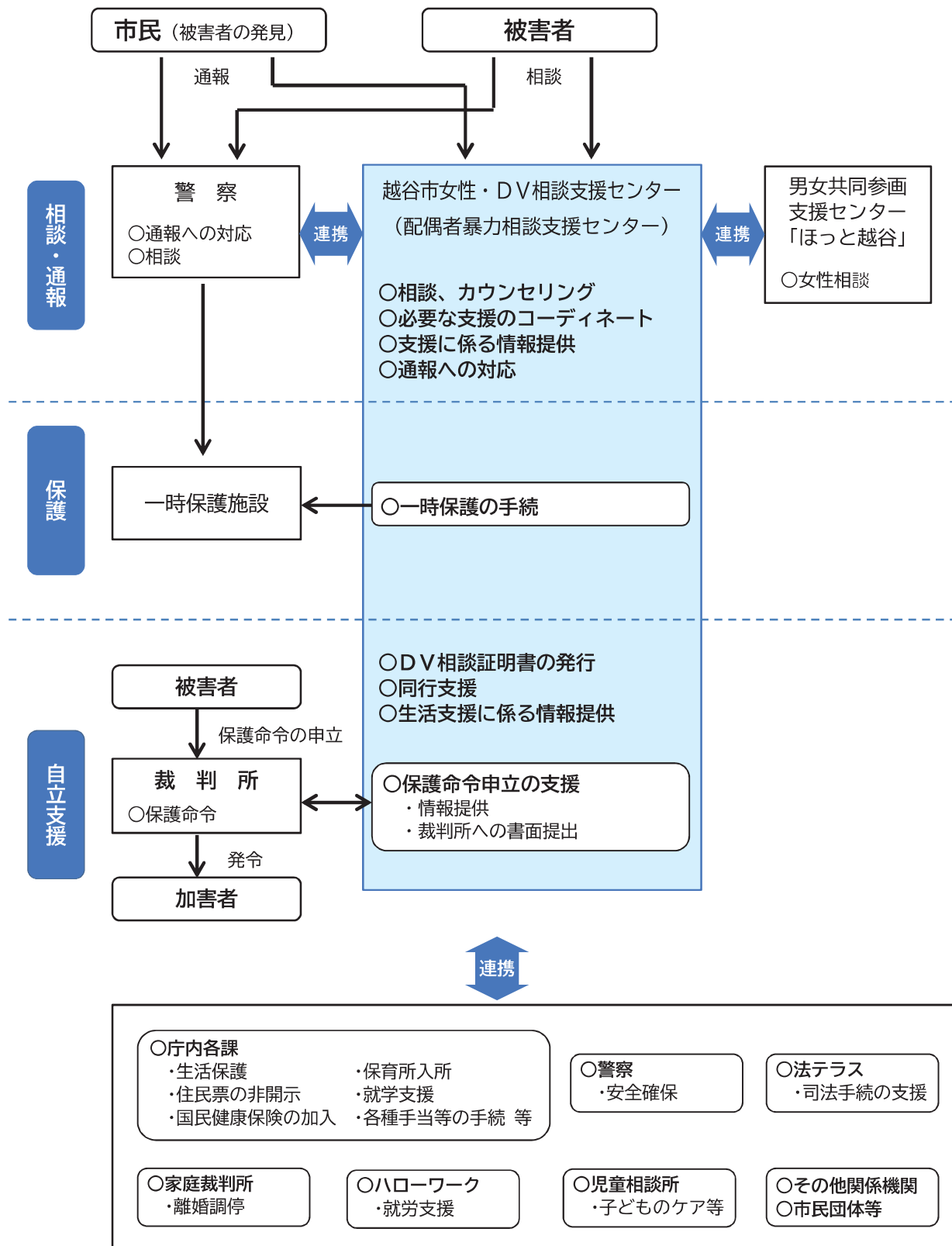
【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

支援体制

DV被害者へは、相談支援センターを中心に、関係各課と連携しながら相談・通報、保護、自立支援をワンストップで行います。



第5章 数値目標・モニタリング指標

1 数値目標・モニタリング指標一覧

この計画を着実に推進するためには、実施した事業の成果や達成の状況を数値化し、検証・評価することが重要です。

実施計画においては、各事業について具体的な指標と目的値を可能な限り設定していますが、基本計画においては、基本目標ごとに主な実施事業における数値目標を設定しました。数値目標は、令和7年度（2025年度：中間年度）と令和12年度（2030年度）までの目標値とし、その達成状況を見ることで、基本目標ごとの進捗度合の目安とします。

また、実績値の推移から進捗状況の参考となるモニタリング指標について設定しました。なお、モニタリング指標の実績値については、その元となる調査等の実施時期等により、毎年度把握できない場合があります。

(1) 数値目標

基本目標	指標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
Ⅰ	越谷市公式ホームページの男女共同参画推進ページへの年間アクセス件数	47,590件	49,500件	51,500件	過去数年の実績（46,818件）から勘案し、10%の増加を目指します。
	男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	6,418人	6,600人	6,600人	過去数年の実績（6,600人）以上の増加を目指します。
	性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	—	80%	80%	受講者の理解度 80%以上となることを維持します。
	男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	78%	80%	80%	これまでの実績を踏まえて受講者の満足度 80%以上となることを維持します。
	教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各1回	各1回	各1回	これまでの実績を踏まえて各1回以上の実施を維持します。
Ⅱ	審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%	80%	80%	これまでの実績を踏まえて受講者の満足度 80%以上となることを維持します。
	審議会等における女性委員の割合	32.8% (R2.4.1現在)	35%	35%	令和元年度実績(32.8%)を踏まえ、35%以上となることを目指します。
	職員のうち管理職職員における女性の割合	19.2% (R2.4.1現在)	25%	30%	これまでの実績を踏まえ、30%以上になることを目指します。

基本目標	指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
Ⅱ	女性の就労に関する講座の延べ参加者数	301人	280人	280人	過去数年の実績(280人)以上の増加を目指します。
	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度	—	80%	80%	受講者の理解度 80%以上となることを維持します。
	保育所(市立)の定員	2,020人	2,050人	2,050人	将来的な乳幼児の推移等を勘案した施設設備を実施していきます。
	保育施設(私立等)の定員	5,013人	5,345人	5,345人	将来的な乳幼児の推移等を勘案した施設設備を実施していきます。
	男性の男女共同参画推進のための実施事業数	3回	3回	3回	これまでの実績を踏まえて3回以上の実施を維持します。
Ⅲ	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	352人	377人	402人	これまでの実績を踏まえて年5人増加を目指します。
	防災における女性リーダー育成のための講座等の開催回数	1回	1回	1回	毎年1回実施し、継続することにより避難所運営等に活かすことを目指します。
	性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	80%	80%	これまでの実績を踏まえて受講者の満足度 80%以上となることを維持します。
	乳がん検診受診率	13.3%	16.5%	16.5%	令和元年度実績値と比較して、3.1%増を目指します。
	子宮頸がん検診受診率	8.8%	9.6%	9.6%	令和元年度実績値と比較して、0.8%増を目指します。
	前立腺がん検診受診率	18.3%	21.5%	21.5%	令和元年度実績値と比較して、3.2%増を目指します。
	自殺予防普及啓発	3回	3回	3回	これまでの実績を踏まえて3回以上の実施を維持します。
Ⅳ	デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回	2回	2回	これまでの実績を踏まえて2回以上の実施を維持します。
	DV防止啓発のための講座等の開催回数	1回	1回	1回	これまでの実績を踏まえて1回以上の実施を維持します。
	DVに関する職務関係者研修参加者の理解度	97%	100%	100%	これまでの実績を踏まえて受講者の理解度 90%以上となることを維持します。

(2) モニタリング指標

基本目標	指 標	現 況 値
Ⅰ	①「男は仕事、女は家庭」の考え方に、「反対」又は「どちらかといえば反対しない」と回答した人の割合	57.2% (令和元年度(2019年度) 市政世論調査)
	②男女の地位の平等感【教育の中で】において「平等になっていない」と回答した人の割合	16.6% (令和2年度(2020年度) 市政世論調査)
Ⅱ	①自治会長とPTA会長における女性比率	自治会長 6.8% PTA会長 17.8% (令和2年(2020年)4月1日現在)
	②男女の地位の平等感【職場の中で】において「平等になっていない」と回答した人の割合	39.6% (令和2年度(2020年度) 市政世論調査)
Ⅲ	①生き方・パートナー相談件数(DV相談を除く)	443件 (令和元年度(2019年度)女性・DV相談支援センター、男女共同参画支援センター相談室の相談件数【DV相談を除く】)
Ⅳ	①DV相談件数	495件 (令和元年度(2019年度)子育て支援課、女性・DV相談支援センター、男女共同参画支援センター相談室の相談件数)
	②緊急一時保護の件数	2件 (令和元年度(2019年度)実績【DV】)
	③DV被害者支援のための情報連携件数	105件 (令和元年度(2019年度)実績)